

令和6年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 上ノ国町社会福祉協議会

令和 6 年 度  
社会福祉法人上ノ国町社会福祉協議会事業計画（案）

経営理念（全社協／市区町村社協経営指針第2次改訂版（r 2. 8. 1 3）より）。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自立した組織経営

基本方針（全社協／市区町村社協経営指針第2次改訂版（r 2. 8. 1 3）より）。

「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営む者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、以下の方針のより経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性や中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

地域支え合いの再編を目指す「地域共生社会」の実現に向け、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、関係機関等との協働による総合的な相談体制づくり等、地域福祉を軸とした国の施策の方向性が示されています。当町においても、人口の減少や高齢者の単身・夫婦世帯、障がい者世帯等が増加する傾向にあり、当社協の事業推進にあたり地域住民からの理解や支持を高めるために小地域福祉活動を推進していきます。

本会は、社会福祉法人として財源の確保・業務体制の整備や人員配置・人材の確保に取り組み、各福祉サービスや相談援助、ボランティアや町民活動支援、共同募金運動への協力など活動し地域の福祉増進を図り、行政・連合町内会・民生委員協議会等の関係機関と連携・協働し、住み慣れた町で安心して生活できるまちづくりを目指し、社協が出来ること・社協でも出来ること・社協だからこそ出来ること・社協でなければ出来ないこと・社協では出来ないことを社協内で協議し活動します。

## 1. 法人運営部門

### (1) 上ノ国町社会福祉協議会の運営基盤の整備

- ・社協事業を行うための財源確保の協議・検討をするとともに、安定した事業実施と効率的な業務遂行を図り、業務の運営管理と事業協働体制を強化する。

### (2) 職員の専門性と資質の向上を図るための研修への参加

- ・総合的な地域福祉推進及び社協機能充実を図るため、北海道社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会檜山地区事務所・檜山地区町社協連絡協議会が実施する会議・研修会等への参加。

#### 主な会議・研修会

- 1) 総務担当者専門研修
- 2) 経理担当者専門研修
- 3) 全道市町村社協事務局長連絡会議（10月24日 札幌市）
- 4) 檜山管内町社協巡回支援（調査）訪問（課題収集・情報提供）檜山地区事務所実施
- 5) 檜山管内社会福祉協議会職員連絡協議会への参加
- 6) その他必要な専門研修

#### (3) 社協事業への理解と周知を図る活動の推進

- ・社協ホームページにより、現況報告書並びに貸借対照表及び収支計算書を公表し、事業活動状況や情報の提供などを周知する。

また、広報紙「あかるいまち」と「ボランティアinかみのくに」、町広報誌への掲載などによる情報の提供や事業活動について紹介し、社協活動の理解とPRを図ります。

**HPアドレス** <https://www.protech-web.co.jp/homepage/kaminokuni-shakyo/index.html>

#### (4) 共同募金会事業への協力を推進

- ・上ノ国町共同募金委員会の事務局業務を担当し、赤い羽根共同募金運動（毎年10月1日～12月31日）を実施するために、町内会・民生委員協議会等の関係福祉団体への協力要請と町内の商店等に対する募金箱設置のお願いや職域募金協力のお願いと住民皆様からの募金が社会福祉活動の資金として、社協及び福祉団体へ助成されていることの周知を社協ホームページ・広報誌等によりPRする。また、北海道共同募金会が実施する会議・研修会へ出席し、共同募金運動の推進を図ります。

今年度も、カミゴンによる「寄付金付きご当地ピンバッジ」を制作し、募金活動を行います。

- ・令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、災害救助法が適用されました。災害発生に伴い、災害者支援等を目的として被災者の方々へ救助の一助とするため、6月末まで災害義援金を募集します。（被災状況に応じ、義援金募集を延長する場合があります。）

#### 主な会議・研修会

- 1) 共同募金会実務担当者研究協議会（5月24日 札幌市）
- 2) 檜山地方共同募金委員会理事会（5月31日 江差町）
- 3) 赤い羽根共同募金研修会並びにパークゴルフ交流会
- 4) 町村共同募金委員会関係者研究協議会渡島・檜山ブロック（8月7日 厚沢部町）
- 5) 檜山地方共同募金委員会研修会（8月8日 上ノ国町）
- 6) その他必要な専門研修

#### (5) 上ノ国町災害ボランティアセンターの設置・運営について

- ・上ノ国町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルについては、令和元年度第3回理事会（令和2年1月24日開催）において決議され、必要に応じ加筆・修正の見直しを行います。

・上ノ国町災害ボランティアセンターは、上ノ国町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにより、大規模災害が発生した際のボランティアの活動拠点となり、被災者のニーズへの対応、町内外のボランティア募集・コーディネートを行います。

- ・北海道社会福祉協議会と災害時にスムーズな支援体制を整えるために平成27年4月に

「災害救援活動の支援に関する協定」を締結しており、北海道社会福祉協議会が実施する会議・研修へ参加します。

#### 主な会議・研修会

- 1) 災害ボランティアコーディネーター養成資質向上研修会（6月25日 札幌市）
- 2) 初期支援者養成・資質向上研修会（入門編）
- 3) その他災害ボランティアに必要な会議・研修

#### (6) 生活改善運動推進事業

- ・ 供花用紙の提供に関する事務業務の実施。  
1枚あたり個人には200円、町内会は150円で提供。

#### (7) 心配ごと相談所事業

- ・ 毎週火曜日（午前9時から午後5時まで）心配ごと相談所を開設する。また、開設日以外の相談についても随時対応します。  
当町においても、65歳以上の高齢者世帯が増えており、心配ごと相談事業により本人の希望があった場合、見守りサービス事業等の利用申請確認を行い、相談内容等により町や関係機関と連携・協力します。

#### (8) 愛情銀行事業

- ・ 全ての人々からの、技術・労力・金品・その他一切の愛情に基づく拠出を受け、それを効果的に社会公共の用に供し、地域福祉の推進を目的に実施します。

#### (9) 苦情・虐待・意思決定支援に関する申出窓口の設置

- ・ 本会が実施している各種事業に関し、利用者等からの苦情に適切に対応し、個人の権利を擁護し、虐待等の発見の機会を逸することなく早期発見につなげ、福祉サービスを適切に利用できることを目的として「苦情申出窓口」を設置しています。  
また、事業等に関する苦情を円満に解決するために、苦情受付担当者・苦情解決責任者・意思決定支援責任者並びに第三者委員を設置し、虐待等に関しては必要に応じ関係機関と協働し、虐待防止・意思決定支援の対応・対策及び改善をし、本会の信頼を損なわないよう適正・適切に対応します。

#### (10) 訪問介護等事業

- ・ 訪問介護事業等の事業継続のため、法人職員がサービス提供を実施し、在宅利用者を増やし収支の安定を含む経営体制を確立し一定の収益を確保し経営を安定させる。
- ・ 自家用有償旅客運送実施に伴い、独立行政法人自動車事故対策機構が開催する運行管理者等基礎講習を受講します。（2年に1度の講習となり、初回は基礎講習を受講し、令和8年度からは運行管理者等一般講習の受講となります。）

## 2. 地域福祉事業

### 福祉推進事業

#### (1) 研究協議会活動事業の推進

- ・ 北海道社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会檜山地区事務所等が実施する会議・研修会への出席・参加。

#### 主な会議・研修会

- 1) 檜山管内ボランティア連絡協議会総会（5月8日 江差町）
- 2) 檜山地区ボランティア活動推進会議（5月8日 江差町）
- 3) 檜山管内町社協会長・事務局長会議（5月31日 江差町・3月 今金町）
- 4) 檜山地区町社協連絡協議会役員会（5月31日 江差町）
- 5) 全道市町村社協会長・事務局長研究協議会（6月3・4日 札幌市）
- 6) 北海道市町村社会福祉協議会長会総会（6月3日 札幌市）
- 7) 上ノ国町社協役員研修の実施
- 8) 檜山管内ボランティア活動研究集会（9月9日 江差町）
- 9) ボランティア愛ランド北海道（9月28日 江別市）
- 10) 地域支え合い活動推進セミナー（11月12日 江差町）
- 11) 地域に理解され、支持される社協づくり研修会（2月26日 江差町）
- 12) その他必要な専門研修

(2) 権利擁護支援事業（成年後見事業・日常生活自立支援事業）の推進

- ・認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者等の地域移行が進む中で、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援が求められ、日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心とし、町や専門職・関係団体等と連携・協働し事業を推進します。

【日常生活自立支援事業】

- ・町内に在住されている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分ではないために、福祉サービスの利用や生活費の管理などに不安を抱えている方を対象に支援し、権利を保護するもので、令和元年7月に北海道社会福祉協議会（事業実施主体）と委託契約締結し、北海道社会福祉協議会と檜山地区事務所等と連携して事業を推進します。委託契約締結後は、当会が「利用者」・「生活支援員」と契約し、サービスの内容・回数を具体的に定めた「生活支援計画」を利用者と相談のうえ作成し、その計画に基づきサービスを提供します。

「生活支援員」は契約・登録することから、町内会等と連携を図り、人材の確保に努めます。現在の利用者は4名（高齢2名・精神障害2名）で生活支援員登録者は7名となっております。

また、北海道社会福祉協議会が実施する研修会に参加します。

主な会議・研修会

- 1) 北海道地域福祉生活支援センター  
指揮監督者／自立生活支援専門員／生活支援員研修会
- 2) 自立生活支援専門員研修

【成年後見制度・成年後見センター】

- ・権利擁護事業「上ノ国町生活あんしんサポートセンター」の事業推進  
認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方々が安心して地域で暮らすことができるよう権利擁護支援の体制整備が欠かせないものであり、社協の地域福祉推進のための重要な取り組み・事業となり、認知高齢者等の方々に対し地域生活支援に関して大きな役割を果たしていくこととなります。それを基盤に、各関係機関等とのネットワークを構築し、成年後見・日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業等を含めた地域における権利擁護支援の充実を図り、その状況に応じて、福祉サービス等の多様な援助が切れ目なく提供されるよう事業の推進を図ります。

平成26年度に南部4町で実施した「市民後見人養成講座」について、当町からは7名（

社協事務局1名)が受講し、講座を修了しています。

#### 主な会議・研修会

- 1) 市民後見人養成講座フォローアップ研修
- 2) 成年後見実施機関運営協議会
- 3) 市町村成年後見センター等人材養成研修会
- 4) 成年後見制度事業担当者研修
- 5) 法人後見制度事業担当者連絡会議
- 6) 法人後見制度事業担当者対象者別研修
- 7) その他必要な専門研修

### (3) 地域福祉総合推進事業

- ・IT機器を活用した福祉情報収集と情報提供。

#### 地域福祉活動推進事業

##### (1) 小地域ネットワーク活動

- ・小地域福祉活動の推進

- 1) 少子・高齢化が進む昨今、当町においても独居高齢者や高齢者夫婦世帯のみの増加が予測され、また、地域社会との交流や接点が少なくなってしまうことにより、孤立・孤独死や虐待などの深刻な問題も全国で後を絶ちません。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、身近な生活圏域を基盤とした町民同士による「助け合い」や「見守り」等による小地域福祉活動を取り組むことが重要と考え、仲間づくりや集いの場・安否確認などを目的として行うサロン活動への取り組みを提案します。

連合町内会等の会議への出席や、各町内会から要請があった場合には町内会役員会等に出向き「ふれあいサロン」活動等（現在実施している町内会を参考事例に。）について説明し、高齢等により閉じこもりがちな方や、今までの交流が継続してできなくなった方など、生活に寂しさや不安を抱えている方々が気軽に集い、町内会単位で地域住民が主体となり、集える場所を創り、お互いの交流を図るための手段として、サロン活動実施を検討する町内会に対し、事業実施に向けての相談・支援等を行う。

現在のサロン実施町内会は、中央区町内会・木ノ子町内会・北村町内会・扇石町内会・汐吹町内会・新村町内会・上ノ国町内会・大留町内会・湯ノ岱町内会・大崎町内会の10町内会で実施しています。

「ふれあいサロン組織連携会議」を企画し、サロン活動の内容等について意見交換を行い、ふれあいサロン活動全体の交流会を開催し、交流の場を提供する。

- 2) 各地区などで集い気軽に楽しめるスポーツとして「モルック」を提案します。モルックは、フィンランドのカレリア地方の伝統的なキッカというゲームを元に1996年に開発され、とても簡単なルールで老若男女問わず楽しめるスポーツです。

8月23日(金)に、2024年モルック世界大会が函館市で開催されます。

##### (2) 見守りサービス事業

- ・在宅で一人暮らしの高齢者等の利用申し込みにより、電話(週1回)又は訪問(月1回)による定期的な見守りをするにより、その安否確認及び孤独感の解消、災害等の緊急時に速やかな対応に努め、町や関係機関と連携・協働し、高齢者等が安心して日常生活が送ることができるよう実施します。サービス内容については、利用希望等に対し柔軟に対

応じます。

(3) 赤い羽根「災害見舞金」申請・交付事業（北海道共同募金会）

- ・火災及び風水害等の自然災害による被害があった場合、被災者に対し、共同募金運動理念の「相互扶助」精神に基づき、北海道共同募金会を通じ、見舞金を申請し被災地区の町内会長と同行し交付します。

《交付要綱抜粋》

見舞金の交付内容

第3条1号 災害により死亡された場合

世帯構成員が1人 2万円（2人以上については1人につき1万円を加算：2人 3万円、3人 4万円、・・・）

2号 災害により住家に被害を受けた場合

全壊（全焼・流失） 2万円

半壊（半焼・床上浸水） 1万円

(4) 赤い羽根共同募金パークゴルフ交流大会・研修会

第11回赤い羽根共同募金パークゴルフ交流大会

- ・町内在住（年齢・性別を問わない）の方を対象に、子供から高齢者等がパークゴルフ大会を通して交流やふれあいを深め、併せて健康の増進を図ります。傷害保険加入などにより、1名300円の参加費をいただきます。
- ・北海道共同募金会事務局を招き、赤い羽根共同募金の活動状況・配分金等についての研修を実施します。

(5) 花いっぱい運動事業の推進

- ・町内の小・中・高等学校等を中心に町内の美化とボランティア育成を目的に実施します。

(6) 地域福祉活動支援事業の推進

- ・上ノ国町老人クラブ連合会、上ノ国町身体障害者福祉協会、上ノ国町ボランティア連絡協議会の事務局業務と各事業活動支援協力及び連絡調整を実施します。
- ・12地区の老人クラブについては、それぞれ自主的に運営・活動しているが、各種資料作成や町福祉バス申請手続き等に苦慮している現状があるため、申請に関する取り次ぎや研修会・総会議案等の作成協力を行うことにより単位クラブの運営・活動に寄与し、老人クラブの事務負担の軽減を図られるよう支援します。

(7) 介護予防事業送迎協力

町が実施しているばっちり元気教室（通所型訪問サービスA）と集中リハビリ教室（通所型C）の送迎協力の実施。（定期的に行われる事業で、基本は毎週水・木曜日実施）

(8) 福祉機器等の貸出・レクレーション遊具購入相談・斡旋

- ・個人や各種団体等に対し、短期的に車椅子や遊具・行事用テントを貸し出します。
- ・レクレーション遊具の購入を検討している個人又は団体等に対し、遊具の購入相談・斡旋を実施。（社協広報誌において、遊具の相談・斡旋について掲載し周知します。）

### (9) その他

- ・リングプル回収事業（リングプル再生ネットワークに送付）・・・車椅子等の交換
- ・古衣料リサイクル事業（株式会社キョクサンに送付）・・・ウエス加工用
- ・ペットボトルキャップ回収窓口（上ノ国高等学校生徒会がJCV（認定法人世界の子どもにワクチンを日本委員会）の支援活動としてペットボトルキャップ回収をしており、当会が回収の窓口として協力します。

### 3. 在宅福祉サービス事業（町受託事業等）

- ・地域生活支援受託事業  
屋外での移動に困難がある障害者（児）に自立生活及び社会参加を図る外出支援を実施。
- ・介護保険独自介護サービス受託事業  
町内に居住している方で、町に利用申請し利用決定した在宅の要支援者（町が行う介護保険の被保険者で、法第7条第4項第1項に掲げる者をいう。）に対し、上ノ国町を発着とした通院等乗降介助を実施。  
通院（院内）介助支援として、院内介助が得られない医療機関で介護保険制度では対象とならない付き添いサービスを提供する。（通院等乗降介助以外の院内介助を行う。）
- ・自家用有償旅客運送運送者として登録許可を受け、障害福祉サービス受給者の病院受診の移送を登録車両4台で運行し、利用料は片道1回200円・複数乗車利用料も各自片道1回200円で実施。
- ・通所予防教室  
いきいき教室（通所型サービスA）  
体操もするが、脳トレ・創作活動等がメイン。入浴のない短時間デイサービスのような内容。定員8名を3班に分け、火曜日を準備日とし水曜～金曜日のうちいずれかの固定の曜日により実施。認知症や筋力低下を引き起こす要因となる閉じこもりを予防し、要介護状態に陥ることを予防するために実施。（週4回：火・水・木・金曜実施）
- ・外出支援サービス事業  
公共交通機関の利用が困難な者の、医療機関及び官公庁のほか、日常生活上必要な外出を移送車両により送迎する。（定期通院、転院を除く）

### 4. 生活福祉資金貸付事業

- ・北海道社会福祉協議会が実施主体で、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、厚生労働省の要綱に基づき運営しています。  
本会は、その受付窓口として相談・申し込み・連絡調整等を行います。貸付に関しては、世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、民生委員等の相談支援が必要となるため、各関係機関と連携・協力をします。  
貸付資金は、総合支援資金・福祉資金（福祉費・緊急小口資金）・教育支援資金・不動産担保型生活資金の4種類に分かれており、事務所入り口にパンフレットを常備し、本制度の情報提供等に努めます。

主な会議・研修会

#### 1) 生活福祉資金貸付事業研修会

- ①生活福祉資金担当者講座（オンデマンド）
- ②生活福祉資金現任職員研修
- ③生活福祉資金相談支援機能向上研修

## 5. 介護保険事業等

2024年度介護報酬改定があり、厚生労働省は直近の介護事業経営実態調査の結果などを踏まえて設定されました。訪問介護は2.34%減額となり、障害福祉サービスは1.12%増額となりました。

訪問介護員の処遇改善と新規採用者への取り組みを行い、利用者を増やし収支の安定を含む経営体制を確立し事業推進にあたり、各関係機関（行政・介護支援事業所・町内会連合会・民生委員協議会など）と連携・協働し、職員一体となり減収の補填が図れるよう事業の効率・向上を図ります。

また、職員の資質向上や情報共有するための研修会を行います。

### (1) かみのくに社協ヘルパーサービス事業の推進

- ・利用者（介護認定者）のニーズに対応するべく在宅生活を支えるサービスを確立し、地域に根づいた事業展開をし、質の高いサービス提供や専門性の高い訪問介護員育成のための各種研修会への参加・ケア会議の充実・町地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の関係機関との協働体制を密にし、利用者の方々から信頼され、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう事業の推進を図り、質の高いサービスを提供するために必要な会議・研修並びに制度上必要な研修や講習へ出席・参加します。

### (2) 上ノ国町介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ・総合事業は、町が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的な支援等を可能とすることを目指しています。

利用者（介護認定要支援者）に対し、サービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう各関係機関との協働体制を密にし事業の推進を図ります。

### (3) 福祉有償運送事業

- ・自家用有償旅客運送運送者として登録許可を受け、介護認定者の病院受診の移送を登録車両4台で運行し、利用料は片道1回200円・複数乗車利用料も各自片道1回200円で実施します。

## 6. 障害福祉サービス事業（障害者総合支援事業）

### (1) かみのくに社協居宅介護事業所事業の推進

- ・利用者（障害福祉サービス受給者）のニーズに対応するべく在宅生活を支えるサービスを確立し、地域に根づいた事業展開をし、質の高いサービス提供や専門性の高い訪問介護員育成のための各種研修会への参加・ケア会議の充実・町地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関との協働体制を密にし、利用者の方々から信頼され、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう事業の推進を図り、質の高いサービスを提供するために必要な会議・研修並びに制度上必要な研修や講習へ出席・参加します。

### (2) 福祉有償運送事業

- ・自家用有償旅客運送運送者として登録許可を受け、障害福祉サービス受給者の病院受診の移送を登録車両4台で運行し、利用料は片道1回200円・複数乗車利用料も各自片道1回200円で実施します。

## 事業継続計画（BCP）について

事業継続計画（BCP）（以下「本計画」という。）とは、災害時には本会自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保方法などをあらかじめ定め、地震などによる大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

本計画は、上ノ国町地域防災計画により過去に発生した災害や今後予想される被害を想定しています。大規模災害発生時には職員も被災し、上ノ国町高齢者等健康づくり総合交流センターのインフラなどに被害が想定されるなか、非常時優先業務を遂行するうえで必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ早期の事業活動の復旧を目指します。

自然災害等が発生した場合、本計画に則り災害時の対応や非常時優先業務を行うことにより、災害直後の混乱で本会が機能不全となることを避け、早期により多くの業務を実施可能とするとともに、発災により低下する通常業務を効率的に回復し、職員の健康管理や安全衛生面に配慮します。

令和2年1月に、新型コロナウイルスが検出され、世界各地で新型コロナウイルス感染症が確認される事態となり、WHOは令和2年1月30日に「国際的な公衆衛生上の緊急事態宣言」を宣言し、同年3月11日には、世界的な大流行を宣言しました。

日本では、令和2年1月16日に国内初の感染症患者が確認され、国は同年2月1日に新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定し、同年4月7日には7都道府県に緊急事態宣言を発令し、その後16日は本件を含む全国都道府県にその範囲を拡大しました。

今後、様々な感染症の流行の際に職員の出勤数の低下が予測される状況においても、業務をできる限り滞りなく実施するために、本計画において業務の実施区分及びその対策をあらかじめ定めておくことが重要となります。

なお、本計画の「感染症」とは、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）において1～5類感染症及び新型インフルエンザ等感染症、または指定感染症のことを指します。